

第 9 号議案

足立区特定委託業務評価及び調査委員会条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定委託業務評価及び調査委員会条例

足立区特定委託業務調査委員会設置条例（平成 2 6 年足立区条例第 3 9 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 足立区が委託する業務のうち、規則で定める特定の委託業務(以下「特定委託業務」という。)に関し、受託事業者の業務履行状況の評価を適正に行うこと及び委託内容の適正化を推進することを目的として、区長の附属機関として、足立区特定委託業務評価及び調査委員会（以下「評価等委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 各評価等委員会は、各特定委託業務に関し、区長の諮問に応じ、前条の目的を達成するために区長が必要と認める特定の事項について調査・審議し、区長に答申する。

（組織）

第 3 条 各評価等委員会は、学識経験者、区職員その他区長が適当と認める者のうちから区長が委嘱又は任命する委員 1 0 名以内で組織する。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 各評価等委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、評価等委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 各評価等委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、区長がこれを行う。

2 各評価等委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 各評価等委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 6 条 各評価等委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、各評価等委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和 39 年足立区条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区特定委託業務調査委員会の項を次のように改める。

足立区特定委託業務評価及び調査委員会	日額 7,000 円
--------------------	------------

(提案理由)

足立区特定委託業務調査委員会の名称、所掌事項等を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。